

経済情報コンダクター

月刊

# TOKAI ZAIKAI 東海財界

世界トップレベルの研究者が集う  
知の「深山泊」で世界的的拠点に

名古屋大学  
杉山直総長



Monthly Report



愛知製作所取締役社長 柴田 麻美  
創業84年の愛知製作所  
「将来の夢と危機感」を推進力にひらめき



日本弁理士会東海会会长 三浦 高広  
スタートアップ企業のサポートで  
日本の産業復活へ貢献



日本財界  
名古屋税関長、源新英明さんが講演  
大阪公立大病院  
院長不在続く  
物価高緊急対策6・2兆円を決定  
岸田首相「国民生活を守り抜く」  
「コロナ返済」が資金繰り逼迫の要因に  
問われる地域金融機関の舵取り  
衆院新区割り案  
守山・瀬戸・尾張旭が新選挙区

名古屋税關長、源新英明さんが講演  
東海財界俱楽部例会開催

2022  
6月号  
(毎月25日発行)

ウクライナ支援にも発展

「NPOおたがいさま会議」2年の成果



# 片岡信恒弁護士の法律相談事務所



片岡 信恒（かたおか のぶつね）昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

＜片岡法律事務所＞名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎ 052-231-1706



## 録音した遺言の有効性

【質問】私の父は在日韓国人で、今年の1月25日に亡くなりました。母は2年前に亡くなっています。私には妹があり、私も妹も帰化したので日本国籍です。父は、1月20日に心筋梗塞で緊急入院しましたが、私が病院へ駆けつけたところ、父は、今から遺言を残すから録音してほしい、と言いました。看護師さん立ち会いの下、ICレコーダーで、父の話す内容を録音しました。その内容は、私に世話をなったので、全財産を私に相続させる、というものでした。この録音内容は有効な遺言と言えますか。

【回答】韓国法と日本法は、家族法（婚姻・離婚、相続分野に関する法律）において、かなり類似した内容になっています。しかし、細部においては、各国の社会的背景、歴史や慣習などの違いから、異なる内容となっており、注意が必要です。韓国の家族法に関しては、日本語による書籍が多数出版されているので、調べることは容易です。

そもそも、在日韓国人が遺言をするときは、遺言の方式の準拠法に関する法律第2条で、日本法によることもできますが、もちろん韓国法の方式に従った遺言も有効です。

以前、私の事務所に相談に来られた方が、ある弁護士から、「貴方は、韓国人だから、韓国に行って、遺言公正証書をつくらなければ、有効な遺言書を作成できない」と言われ、わざわざ韓国に行って作ったと聞き、驚いたことがあります。

もっとも、方式以外の遺言の成立要件や意思表示の効力については、韓国法が適用されます。（通則法37条1項）

ただ、日本で生まれ育った在日韓国人の中には、日本法によって相続関係を決めたいという方もおられます。韓国国際私法では、遺言で『相続は日本法による』と明示した場合、日本法を準拠法とすることを認めています。

ところで、遺言の方式についてですが、韓国では日本と同じく普通方式と危急時の特別方式があります。普通方式には、自筆証書、公正証書、秘密証書があります。ただ、その要件には微妙に違いはありますが、在日韓国人であれば、日本の方でも、韓国の方でも方式としては問題がありません。

ご質問のケースですが、韓国では、録音による遺言も認められており、日本と大きく異なります。韓国民法によれば、録音による遺言に関しては、裁判所の検認が必要です。日本では、録音による遺言を前提とした検認手続きはありませんが、自筆証書遺言に関しては検認手続きがあります。この点について、裁判所に確認しましたが、担当書記官も即答はできず、あとで連絡をもらいましたが、裁判所において録音内容を文字起こしして、検認調書を作成することになるようです。

ただ、日本の自筆証書遺言でも同じですが、録音による遺言も、検認調書が作成されれば当然の有効になるわけではなく、遺言をするだけの判断能力がなければ、検認調書を作成したとしても無効となります。